

新型コロナウイルス感染症予防対策について

新型コロナウイルス感染防止に常に気をつけながら、すべての子どもたちが走り回り輝く社会の実現に向けて環境を整えます。

【事業実施基準】

- ・感染状況に応じた適切な旅行先、活動場所の選定に留意する。
- ・出発となる都道府県から、都道府県外への移動自粛の要請等を確認する。
- ・旅行先、活動場所の地元の理解がある。
- ・旅程、行程に組み込む運送機関、食事場所、観光施設、活動場所、体験プログラム等については、事前に適切な感染防止対策を行っていることを確認する。
- ・原則総人数が最大 50 名を超えない数を定員とする。
- ・「自然学校等における新型コロナウイルス対応ガイドライン」「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき事業が計画され、三密を回避することができ（後述）、担当者がこれを認めている。
- ・事業実施日当日、受付において健康チェック及び非接触での体温測定を実施する。
- ・引率スタッフについては、必要に応じて「マスク」「フェイスシールド」を使用する。

【スタッフの参加基準】

- ・開催日 1 週間以内に発熱・咳などの症状がある人との接触がない。
- ・参加当日を含めて、2 週間以内に 37.5°C 以上の発熱、咳、喉の痛み、倦怠感などの体調不良がない。
- ・各事業開始 1 週間前から体調チェックを行い、異常がある場合は参加をしない。
- ・14 日以内に日本国外への渡航をしていない。
- ・活動時にマスクの着用ができる状態にある。

【参加者の参加基準】

- ・参加者は参加当日を含めて事業開始前 3 日間、毎日検温と体調（食事、排便等）記録を実施し、いずれも 37.5°C を超えていない。
- ・参加者、家族の中に過去 7 日間にわたり発熱、咳、喉の痛み、倦怠感などの症状を発する人がいない。
- ・参加者、家族または接触者に過去 14 日間にわたり新型コロナウイルス陽性者がいない。
- ・飛沫を予防するためのマスクを各自用意し、着用することができる。

【事業実施における感染予防策】

・三密回避の徹底

(1) 交通機関

- ・旅程において利用する各交通機関のガイドラインに従った利用ができるように旅程管理する。
- ・公共交通機関を使用する場合はマスクを着用し、混雑時間をできるだけ避け、分散乗車を行う。
- ・貸切バスを利用する場合は使用するバスの乗車定員の半数を目安とし、1時間に1回程度の休憩を挟み換気を行う。

(2) 宿泊

- ・宿泊施設においては各宿泊施設のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。
- ・屋内では換気のため窓またはドアを2カ所以上開放し、扇風機を外部に向けて使用するなど風通しの良い状態を確保する。
- ・エアコン使用時は1時間に10分程度の換気を行う。
- ・屋内を使用する場合は、施設定員以下で利用する。

(3) 観光

- ・観光地では、集まって「密」の状態を作らないようにする。観光入場施設では、入り口や施設内部での密集・密接を避けるため、小グループにわけ、時間差をつけた入場等の工夫を行う。

(4) 食事

- ・食事においては、各場所のガイドラインに従った利用ができるよう旅程管理する。
- ・配膳に配慮し、各々が間隔を空けて着席する。
- ・調理、配膳は子どもが行う場合でもマスクを着用するように指導をし、料理時の適切な衛生管理する。

・手洗いうがい、手指消毒を徹底する。食事前や屋外から戻った際などは、石鹸による手洗いやアルコールなどによる手指消毒を実施する。また、そのための時間を旅程・行程に設定する。

・体調不良発生時は、直ちに保護者による引き取りを依頼する。また、その後2週間以内に新型コロナウイルス陽性と診断された場合には、当法人へ連絡いただくよう依頼し、当方からも連絡をさせていただき、その後の経過を把握する。

・他の参加者への感染防止対策を行うとともに、最寄りの保健所や医療機関に相談、受診できるように事前に準備を行う。

・事業への参加にあたり、未成年の場合は保護者の同意を必要とする。

・明らかに体調が悪い、体温が高い、咳が続いている等の症状がある場合は、現地で判断

し対応する。

【活動中の感染防止対策】

(1) 活動内容について

- ・日中の活動は「野外での活動」を基本とし、就寝時以外は野外か換気をしている室内で行う。室内では空気清浄機を稼働させる。
- ・水分補給は自分の水筒から行う。コップ等を利用した場合はすぐに洗浄する。
- ・給茶用のジャグは1日1回以上の洗浄と消毒を行う。
- ・野外での活動時に互いの距離感については制限を設けないが、適切なタイミングでの手洗いを実施するよう子どもたちに声かけを必ず行う。
- ・野外に出る場合も「手指消毒用アルコール」をスタッフが携帯する。
- ・参加時に体調不良がないことを確認しているため、子どもたちの活動や遊びに原則制限は設けない。
- ・入浴指導は通常のキャンプと同じとする。濡れたタオルを使い回すことはせず、可能な限り屋外で乾燥させる。

(2) マスクの着用について

- ・屋内での活動、車両・貸切バスでの移動時、調理などの際はマスクを着用するよう声をかける。
- ・屋外で体を動かす際は、熱中症や窒息を避けるため子ども・スタッフともに原則マスクは外す。
- ・子どもがマスクの着用を嫌がった場合は、着用を必須としない。
- ・集合・解散時には保護者の方にもマスクの着用をお願いする。

(3) 手洗い、消毒の徹底

- ・施設への入室時、トイレの後、食事・調理の前には適宜手洗い消毒を行う。
- ・手洗いの際は、共用のタオルは使わずに、各自が持参しているハンカチまたは使い捨てのペーパータオル、自然乾燥を行う。

(4) 事前の体調管理と検温、体調確認

- ・参加者は事業開催3日前から体調を確認し指定用紙に必要事項を記入の上、事業実施日当日受付時にご提出いただく。

【活動環境の整備について】

(1) 備品について

- ・使用する備品のうち水洗いできるものは適宜水洗いをし、日光に当てる。人の手が触れるものや場所は消毒を行い管理する。

(2) 食器やテーブルについて

- ・机などを使う前は消毒をし、食器は使い終わった後に、洗い、乾燥する。子どもが洗った食器類は全て、スタッフが再度洗い直しを行う。

(3) 掃除について

- ・通常のキャンプと同じように子どもにも参加させて行う。
- ・トイレ掃除はスタッフが手袋・マスクを着用し、清掃を実施する。
- ・複数の人が触れる場所を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒をする。
- ・自ら使用した場所等は子ども自身で清掃・消毒する。

(4) 衛生管理の自発的行動を促す

- ・自ら活動した場所や触れた場所を思い出す。
- ・ウイルスがどのように体内に入るか、感染しないための方法を子ども自身が考える。
- ・咳エチケットを意識し、非衛生的な癖（鼻をほじる、手洗い後洋服で拭くなど）に自ら気づく。
- ・手洗い、消毒、清掃は子ども自身もルーティーン化できるようにシステム化する。

【注意】

- ・このガイドラインは、「新型コロナウイルス終息宣言」が発出されるまで有効とする。
- ・新型コロナウイルスの条項が更新された際には、その都度ガイドラインを修正し柔軟に対応するものとする。
- ・感染症対策として良いことは取り入れ、導入する。

2020年8月21日策定

新型コロナウイルス判定フローチャート

2020年8月21日制定

事業中に新型コロナウイルスの疑いのある参加者、スタッフが発生した場合はフローの症状に照らし合わせて行動をとる。

